# 乾岔子島事件に関わる条約及び協定の

## 考察と事件の位置づけの検討

笠 原 孝 太

はじめに

紛争は、一九三九年のノモンハン事件を頂点に増加傾向にあり、一九四一年四月の日ソ中立条約締結まで頻発してい 一九三二年に満洲国 が建国されて以来、 満ソ国境線上では数多くの小競り合いが繰り返されてきた。これらの国境

た。

に分類することができる。 日ソ国境紛争に焦点を当てれば、この約十年間は「小規模国境紛争期」「中規模国境紛争期」「大規模国境紛争期」

乾岔子島事件に関わる条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討

(笠原)

付けるほどの事件はほとんど起こらなかった。 一九三二年から三四年の「小規模国境紛争期」 は、 ソ連側偵察者の侵入や原住民の連行などが主で、 特別な名称を

どが有名である。 積極的な動きが表面化した時期だった。この時期は、 九三五年から三六年の 「中規模国境紛争期」は、 東部国境で発生した楊木林子事件、 ソ連の赤軍増強に伴い、威力偵察や国境付近の要点占領など、 金廠溝事件、 長嶺子事件な

島事件、一九三八年の張鼓峰事件、一九三九年のノモンハン事件である。⑷ が行われた大規模かつ計画的な近代武力戦が繰り広げられた時期である。 一九三七年から四〇年の「大規模国境紛争期」は、 日ソどちらかまたは双方により、 大規模国境紛争とは、 航空兵力や機械化兵力の投入 一九三七年の乾岔子

争〟という言葉では収まらない程の規模と期間から、数多くの研究が多角的に行われている。 紛争に関する先行研究の蓄積は豊富である。特にノモンハン事件は、第二次世界大戦の直前に勃発したことや〝紛 いずれの国境紛争も研究対象として重要な意義を有しているが、政治的・軍事的な影響の大きさから、 大規模国境

た」戦いと称されるなど、 張鼓峰事件は、規模と期間こそノモンハン事件には及ばないものの、日本軍が「初めて近代戦の洗礼の一端を受け 本格的な対ソ戦を経験した紛争として、 一定の研究成果が出されている。

注目度も低い。 方で乾岔子島事件は、 近年、 乾岔子島事件を再検討する研究が発表されているが、依然としてその数は少なく、不明確な部 同じ大規模国境紛争に分類されながら、他の二つの国境紛争と比較すると、規模も小さく

本論文では、 乾岔子島事件の本格的な再検討の第一歩として、事件に至るまでの条約及び協定の考察から外交的な背

#### ペトロフスキー 連 ソ 航路線(満洲国の国境線認識) 岔 家地當子 166 注 ▶航路標識 ☆ 点火夫宿舎 満 洲 玉 9 乾岔子 〇環理 ポヤルコワ 6 奇克 0 乾岔子 〇遜 5

乾岔子島・金阿穆河島周辺及び満洲国の国境認識要図 図 1

出典:外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」『週報』 (第39号, 1937

年)19頁を基に筆者作成。

境紛争であった。

争であり、

ぶ乾岔子島

?と金阿穆河島を舞台に勃発した満ソ国

|境紛

他の大規模国境紛争と同様に実態は日

ソ

国

アム

1

ル

 $\prod$ 

(黒龍江)

沿岸都

市

黒河

0

下

流に浮

か

乾岔子島事件は、

満洲国とソ連の国境となってい

た

1 参照)。

金阿

穆

河島

の北側を

を通ってい

たため、

満洲国

及び日本

た9

図

当時、

アムー

ル川

の航路は上下航とも乾岔子島及び

は

両島を共に

満洲国の領土であると認識してい

てい 路標識点火夫と採金夫に退去を命じた。 一十名のソ連国境警備 た航路標識第 九三七年六月十九日午前四時 六八号を打倒して、 兵が上陸して、 頃 同 乾岔子島 満洲 島に設置され さらに同 国 の航 に約 日

景を明らかにし、 国境紛争としての位置づけを試みる。

#### 事 4件の概要と課題の 所在

両島を占領した。 乾岔子島の上流に位置する金阿穆河島にも約四十名のソ連国境警備兵が上陸し、同じく所在の満洲国人に退去を命じ

不法射撃を受け、交射するに至ったが、 翌六月二十日早朝、兵力十七名の満洲国軍の部隊が乾岔子島北方の航路標識、第一七四号付近でソ連砲艦 紛争拡大を避けるため同島より撤退した。 隻から

に対して申し入れの措置をとった。(2) もに、 連の事態を知った関東軍 第一師団に対し有力な一部を現地に派遣するよう命じた。また満洲国外交部を通じ、 (司令官植田謙吉大将) は、六月二二日東條英機軍参謀長電により中央部に報告するとと 哈爾賓駐在のソ連総領事

島北側のコンスタンチノフスキー水路を封鎖したため事態は著しく緊迫した。(ヨ) しかし六月二三日には、 ソ連の汽艦、 汽艇、 警備船十数隻がブラゴヴェシチェンスク方面から下航して、 金阿穆河

れたし」と指示し、強い態度に出ることを要求した。(⑴ 法に占拠されることは、 六月二四日、参謀本部は今井淸次長電をもって東條軍参謀長に宛てて「満洲領が明らかな領土が、ソ軍によって不 将来に及ぼす影響が重大と思われるので、今後とも適宜の処置によって旧態の保持に努めら

是正を申し入れた。 令により、ボリス・ストモニャコフ外務人民委員代理と会見し、目下の事態に対する深い関心とソ連側の不法行為の 方で日本は外交交渉による平和的解決も試みており、六月二八日にモスクワの重光葵大使が、 日本政府 からの訓

らの派遣部隊撤退と原状回復に同意した。これにより平和的な事態収束の道筋がついたかに思われた。(ધ) 六月二九日、重光大使はマクシム・リトヴィノフ外務人民委員と交渉を重ね、リトヴィノフ外務人民委員が両島か

し事件はそれ以上拡大しなかった。 により一隻を撃沈、一隻に損傷を与え他の一隻を遁走させた。現場は高い緊張に包まれたが、その後日ソ双方が自制 沿岸で警戒中だった日本軍部隊に対し射撃を加えた。これに対し日本軍の歩兵砲隊は、これらの砲艇に応戦して砲火 しかし六月三十日、撤退を約束したはずのソ連の砲艇三隻が、両島の南水道に侵入し、急速度で遡行しつつ満洲国

の速やかなる直接会談を求めた。そして、七月一日にリトヴィノフ外務人民委員に直接原状回復を提案した。 (翌) 同日夜半、重光大使はストモニャコフ外務人民委員代理に対し厳重抗議を申し入れ、リトヴィノフ外務人民委員と

から四日にかけて艦艇及び兵力の撤退が実施され、乾岔子島事件は落着した。 七月二日リトヴィノフ外務人民委員は、 国境警備兵並びに同島周辺に集結していた艦艇の撤退を約束し、七月三日

始まった紛争と捉えることは短絡的である。この事件が持つ国境河川上の紛争という特殊な性質を考慮しつつ、事件 の背景や勃発までの経緯を検討しなければ、事件像を見誤ってしまう。 以上が主な先行研究と資料からなる乾岔子島事件の概要であるが、この事件をソ連国境警備兵の突然の上陸により

公刊戦史である『戦史叢書関東軍√』では、乾岔子島事件の記述を次のような言葉で締めくくっている。

進め、 「ソ軍の両島占領の動機について、当時日本側では、ソ連が水路協定破棄の機会に乾岔子、金阿穆河の両島に兵を 瑷琿、 北京の両条約によるソ領たる主張に対し、 既成の事実を作ろうとしたものと見る向きが多かった。」

やはり、 満ソ国境河川上の紛争という特殊性と条約を含めた全体的背景の考察無くして、乾岔子島事件の再検討を

進めることは困難である。

## 二.条約による国境河川

## 「 瑷琿条約と北京条約

を理解するために関係する条約を考察する。 かが重要な争点である。それはすなわち、 乾岔子島事件は、乾岔子島と金阿穆河島を巡る国境紛争だったため、 国境線がアムール川のどこを通っていたのかということである。この問題 両島の帰属が満洲国とソ連のどちらだったの

である。 曖琿条約は、 の間に三十を超える。その内、後の満洲国とソ連の国境に関係がある条約は十五であった。その中でも一八五八年のの間に三十を超える。その内、後の満洲国とソ連の国境に関係がある条約は十五であった。その中でも一八五八年の れた条約の数は、一六八九年九月六日のネルチンスク条約から、一九二九年十二月二二日のハバロフスク議定書まで かつてこの地域の問題の当事者であった、帝政ロシアと清(後のソ連と中華民国)との間で、国境画定に関して結ば アムール川に「国境河川」という役割を与えた基礎的な条約として重要である。瑷琿条約は次のとおり

### 璦琿条約 (一八五八年)

る有らゆる地は両国間に明定せられたる境界に連接せる間曠地と同じきを以て、 アルグン河より松花江海口に至る黒龍江松花江の左岸を露国所属の地と為し、 両国の共管地と為す。 其の江流に順うて鳥蘇里河に至 黒龍江松

精奇里河より以南豁爾莫靭津屯に至る間に於ける原住の満洲人等は従来の如く各々其居住せる屯中に永遠に居住精奇里河より以南豁爾莫靭津屯に至る間に於ける原住の満洲人等は従来の如く各々其居住せる屯中に永遠に居住 することを許し仍お満洲国大臣官員をして管理せしめ露国人等は彼等と相和好し侵犯することを得ず(傍点筆者) 花江烏蘇里河は此後只中露両国船舶の航行を許し其の他外国船舶の此江河を航行することを許さず。黒龍江左岸

を為さしめ官員等は両岸に於いて彼此両国の貿易に従事する者に対し保護取締を為す 両国所属の人は相互に平和的態度をとり烏蘇里黒龍江松花江沿岸に居住する両国所属の人に対して一様に交易

書し両国境界上の人等に曉諭すべきものとす(3) ざる旨露国州総督ムラビヨフは露西亜文字満洲文字に清書し自ら之に署名し中国将軍宗室奕山に交付し並びに中 国将軍宗室奕山は満洲文字蒙古文字に清書し自ら之に署名し露国州総督ムラビョフに交付し又此の文に依りて清 露国州総督ムラビョフと中国鎮守黒龍江等処将軍奕山との間に会同議定せる条項は永遠に遵行し変更するを得露国州総督ムラビョフと中国鎮守黒龍江等処将軍奕山との間に会同議定せる条項は永遠に遵行し変更するを得

右の瑷琿条約の要点をまとめると、次のようになる。

(1) アルグン川からアムール川の河口に至るまでの左岸の土地はロシア帝国に属する(右岸に沿ってウスリー川に至

るまでは清に属する)。

(2)ウスリー川と海との間に存在する地域 (現在の沿海州南側) は、 両国の国境確定をみるまで、 両国の共有の地と

乾岔子島事件に関わる条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討(笠原)

六三 (一九五)

する。

- アムール川、 松花江、 ウスリー川での両国の航行を認め、 第三国の航行は禁止する。
- (4) ゼーア川から南方ホルモルジン屯に至るアムール川左岸、 いわゆる江東六十四屯に居住する満洲住民は永遠に

その旧居を保持する。

こうして、かつてネルチンスク条約第二条において、スタノブォイ山脈を境として南側を清領、 北側をロシア領と

した取り決めが変更され、アムール川をもってその北側がロシア領、南側が清領となった。

しかしながら、清に瑷琿条約を批准する気配が一向になかったため、北京駐箚ロシア公使ニコライ・イグナチエフ

は、清に対して条約批准の説得を試みた。

この試みはすぐには成功しなかったが、アロー戦争で英仏軍が北京に侵攻した際に、逃れようとする恭親王

覚羅奕訢)をイグナチエフが引き止め、英仏の間を斡旋して恩を売ったことにより、ついに瑷琿条約を確認させると

ともに、新たに北京条約の締結にも成功した。その北京条約で重要とされる第一条は次のとおりである。(タン)

北京条約 (一八六〇年)

一千八百五十八年五月十六日即ち咸豊八年四月二十一日瑷琿城に於いて締結せる和約の第一条を詳明す

る為め同年六月一日即ち五月三日天津地方に於いて締結せる和約の第九条を遵照し左の如く議定す

此の後両国の東部国境は什勒喀、額爾古訥両河の会流する処より即ち黒龍江に順いて下行し該江の烏蘇里河と会此の後両国の東部国境は什勒喀、額爾古訥両河の会流する処より即ち黒龍江に順いて下行し該江の烏蘇里河と会

を侵占せざるべきものとす(以下略、傍点筆者)。 第九条に據り地図を作成し図内に赤色を以て境界を分かち其の上に露国の阿巴瓦噶達耶熱皆伊亦喀拉瑪那倭怕 其の西は皆中国に属し両国の境界は図們江に接する処に於いて該江口より相距ること二十支里に過ぎず尚天津和約 順いて瑚布図河口に至り更に瑚布図河口より琿春河と海との中間の嶺に順い図們江口に至る其の東は皆露国に属し 二河の西辺の地は中国に属し松阿察河の源より両国の国境は興凱湖を踰えて直に白稜河に至り白稜河口より山嶺に する処に至る其の北辺の地は露国に属し其の南辺の地の烏蘇里河口に至る迄の有らゆる地方は中国に属し烏蘇里河 土鳥等の字母を書し以て詳閲に便易ならしめ其の地図上には必ず両国の大臣署名捺印して證と為すことを要す 口より南に上がり興凱湖に至る間は烏蘇里及松阿察二河を以て両国の境界と為し其の二河の東辺の地は露国に属し口より南に上がり興凱湖に至る間は烏蘇里及松阿察二河を以て両国の境界と為し其の二河の東辺の地は露国に属し ることを得ず尚従来の如く中国人の漁猟を許可すべし、 以上は空曠の地に就きて言えるものにして若し中国人の居住せる処及中国人の占むる漁猟の地は均しく之を占む・・・・・・・・・・・ 国境標を建てたる後は永く更改せず並びに付近及他処の地 啦薩

右の北京条約第一条の要点をまとめると、次のようになる。

(1)川とウスリー 露清両国の東方における国境線は、 川との合流点に至るものとし、アムール川北岸はロシア領、 シルカ川とアルグン川の合流点を起点としてアムール川に沿い、 南岸はウスリー川との合流点まで清領 アムール

とする。

(2) ウスリ 川の合流点から興凱湖に至るまでは、 ウスリー川及びソンガチャ川 (松阿察河) を以って国境となし、

その東岸をロシア領、その西岸を清領とする。さらに両国の国境はソンガチャ川の源から興凱湖を横切り、ベレ ンホウ川に至り、 山脈に従って豆満江口に至る線を以て画し、その線の東方はロシア、 西方は清国に属する。

(3) ずに引き続き活動が許可される。 清国人(満洲人)が既に居住している地ならびに、彼らが占有して漁業に従事している地は、 ロシアが占有せ

地、すなわち広々としていない土地は対象外になる。 て」という条件が加えられていることである。この文言をそのまま解釈すれば、アムール川の北側及びウスリー川、 ソンガチャ川から豆満江までの東部国境以東をロシア領とすることは、^空曠の地、に限定されており、^空曠でない そして、これら全てに関係する興味深い点は、北京条約第一条の後段に「以上は空曠の地に就きて言えるものにし

川の北側すべてが無条件でロシア領とはいえないことになる。 この〝空曠〞が地理的な意味であるのか、それとも集落の有無なのか判然としないが、 清の立場としてはアムール

文の該当箇所は次のとおりである しかしながら、この極めて重要な文言が、 ロシア語文では欠如していることが指摘されている。 ロシア語による条

звериными промыслами. Правительство обязуется оставить их на тех же местах, и дозволить по прежнему заниматься рыоными и Если бы в вышеозначенных местах оказались поселения Китайских подданных, то Русское

(筆者試訳:もし前述の場所に中国国民の移住地があれば、 ロシア政府は彼らをその場に残し、 従来通り漁猟に従事することを

であることを意味する。 し が、 る主体がロシア政府であれば、 条約締結時に両国が合意して対等の立場で許可していると読み取ることができるが、 条文全体にかかっていた の主語がロシア政府(Pyccroe Правительство)になっている点も重要である。漢文では主語が書かれてい シア語でも既に清国人が居住している地や漁業に従事している地については、その場に留まることを認めている ~空曠の地、という限定が解除されている。 たとえそこで「中国国民」すなわち清国の住民が生活していたとしてもロシアの領土 また、漢文の 「…中国人の漁猟を許」 ロシア語文のように許可す ないた 買すべ

に不一致が起こる可能性があった。 このように漢文とロシア語文では相違点が存在するため、この条文によって領土を確認しようとすると、 領土認識

い。本条約においても条文を補う資料として地図の作成が文言に盛り込まれている。 ただし、条約というものはたとえ結果的に不具合があったとしても、 問題を発生させるために結ばれるものではな

イグナチエフもこれを承諾した。(34) 図は相当詳細な地図ではあったが、 清側の地図も使用してロシアと共同調査を行い、 自身が署名したロシア側の地図 かしこの地図の署名調印をめぐって露清の対立があった。イグナチエフは条約の署名調印前のある日において、 (東西両界全図)を恭親王に手交し、それに署名調印することを求めた。 恭親王はロシア側の地図だけによって分境の証拠とすることは出来ないと主張し、 境界が明確になった後に双方が署名調印することを繰り返し提案し 東西両界全

に意見の一致を見たため、 一八六一年四月露清両国の国境委員がウスリー川から豆満江までの実地踏査を行った。その後両国委員は踏査結果 同年五月にロシアと清は新たに興凱湖界約を締結することになった。

説扱いされかねないと憂慮し、それまで拒否してきた東西両界全図への署名調印を決断した。 では北京条約の しかし、 興凱湖界約締結の際、 「以上は空曠の地に就きて言えるものにして」という、 清側代表が持参した地図が用いられないという事態が発生した。清側は、 清にとって重要な文言の存在もロシア側に虚 まま

有利な地図であった。(35) 同地図にはアムー この赤線はアムール川上の主要な中州の大部分をロシア領に取り込むように引かれており、 ル そしてこの地図が、 川の北をロシア、南を清とすることを地図に表すためにアムール川に赤線が引か 後の乾岔子島事件をめぐるモスクワでの外交交渉で、ソ連側が乾岔子島を やはりロシア側に れてい た。 し

## 黒瞎子島の例にみる帝政ロシアによる現状変更

自国領と主張する根拠となった。

延長約三千㎞の国境河川に浮かぶ、約千三百もの中州の帰属問題が発生した。そして、力が衰えていく清の隙を見延長約三千㎞の国境河川に浮かぶ、約千三百もの中州の帰属問題が発生した。そして、力が衰えていく清の隙を見 地点にある黒瞎子島 ることが決定したことは間違いない。 璦琿条約と北京条約によって、乾岔子島と金阿穆河島が浮かぶアムール川が国境となり、 帝政ロシアがとった行動は、 (ロシア語名:カザケウイッチ島)の占領である(図2参照)。 力による現状変更であった。 しかしながら、 条文の文言の解釈に相違があったために、 その代表例が、 アムール川下流でウスリー川との合流 河川を以って領土を隔て アムー ル川を含む総

この中州は日本の対馬ほどもある広大な面積を有する上に、

ハバロフスクの眼前に位置しており、

ソ連にとっては

#### 図 2 黒瞎子島周辺要図



出典: Google map を基に筆者作成。

河川だと主張しはじめて

構築し、 戦略上極めて重要な中州であった。もしも敵対国が黒瞎子島に要塞を 砲台を据えたならば、 有事に際してハバ 口 フスクは壊滅的

打撃を受けることが予想された。

墾漁業に従事していた事実があった。 (3) 事実や、 九〇九年には清の学校開設に当たり、 もともと黒瞎子島は清の綏遠州 一九一〇年に清国人とホジェン族合わせて十五戸が島内で開 (後 の 同島の児童に入学を勧誘した 撫ぶえん !県 0) 管轄 下に あ り

まで移動し、 八八六年頃には、 しかし、 帝政ロシアは清の辺境における統治能力の低下に乗じて、 黒瞎子島の南側を流れるカザケウイッチ水道こそが国境 黒瞎子島に設置されていた界標を遥か南の烏蘇鎮 いた(図2参照)。

た。④ 政府 した。 航行を禁止したため、 シア人が漁や草苅のために出入りするようになり、 帝政ロシアは結果的に露清の力関係を背景に同島を占領し、 この時中華民国 が中華民国の船舶に対し、 そして辛亥革命及びロシア革命後の一九一八年に、 はソ連の占領を黙認し、 以降黒瞎子島の北側水路の航行ができなくなっ 黒瞎子島北側水路 実効支配を許すことに (アムール川本流) 家屋や船渠を建設 ソヴィエト 以後 0) 口

なった。

に成功したのである。

このようにソ連はアムール川の中州を占領することで、 中州だけでなく河川の本流である航路までも支配すること

一九三二年に満洲国が建国し、 国境河川上の中州の問題は、 そのままソ連と満洲国の問題に移行した。

## 三 満洲国とソ連の主張

の帰属をめぐって紛争が発生することは、もはや当然の成り行きであった。 が分岐しても、満ソいずれもどちらの航路も航行可能と解釈できる。このような取り決めでは、 し」とあるように、アムール川全域において満ソ双方が平等の航行権を有していた。これはたとえ中州によって水路 中州の帰属について曖昧な上、璦琿条約の第一条では「黒龍江松花江烏蘇里河は此後只中露両国船舶の航行を許 満洲国とソ連に中州

に中州の領有を主張した。 同地図でアムール川上の中州の大部分が帝政ロシアに取り込むように引かれていたことから、 ソ連は乾岔子島と金阿穆河島の領有を主張していたが、その最も有力な根拠は、 前述の北京条約付属地図である。 ソ連はこの地図を根拠

の帰属を決定するものではないという反論もあった。(空) は、 両国の境界であることを象徴的に意味するのみで、国境線の位置を示すものではなく、ましてその位置によって中州 しかしながら、この主張には地図上の赤線が国境線を表す効力があるのかという根本的な疑問が残る。 アムール川を隔てて露清を分つとしているだけである。 したがって、 地図に書き込まれた赤線は、 ア 北京条約で ĴΠ が

う割 た。この考えに従えば、 方満洲国は、瑷琿条約に基づいて、もともとスタノブォイ山脈まであった清の領土を帝政ロシアに割譲したとい 譲国の立場から、 アムール川については被割譲国であるロシア側川岸の低水線が国境になるべきだと考えてい 川の中州はすべて満洲国の帰属になるが、ソ連の合意が得られるとは考えにくく、一方的か

つ非現実的な主張だったと評価できる。

国に帰属すると考えられる。 家間に特別な取り決めがない場合、 のである。この原則を当てはめた場合、 ただし満洲国は、 国際河川に関するタールヴェーク原則においては有利だった。これは国際法上の原則として、 国際可航河川においては、 国境線は乾岔子島をはじめアムール川の主要な中州の北側を通るため、 下流に向かう主要航路の中心線を国境とするというも 満洲 玉

主張する資料もある。しかしながら、 実際に日本では、このタールヴェーク原則を根拠として、 タールヴェーク原則はあくまでも慣行上の原則でしかない。 国境線が乾岔子島と金阿穆河島の北側に位置していたと

のために利用していたようである。 たのか、その起源は明確ではないが、 もう一つ、満洲国は、 中州の実行支配という点でも優位性を保持していた。 少なくても北京条約締結前には、 清側の住民がアムール川の全ての中州を生活 いつの頃から住民が中州に往来してい

従来の如く中国人の漁猟を許可すべし…」という文言があることから、 北京条約の第一条末段には「若し中国人の居住せる処及中国人の占むる漁猟の地は均しく之を占むることを得ず尚 満洲国は中州に対して住民の利用及び占領が

満洲国としては、乾岔子島と金阿穆河島は、 国際法上の原則と実効支配の事実から自国領と認識しており、 ソ連の

認められるべきだと考えたのである。

認識と対立していた。

## 三.陸境と水路をめぐる外交的努力の失敗

### | 国境委員会の中断

ここまで満洲国とソ連の国境をめぐる対立が、陸境だけでなく河川でも起きていたことを論じてきたが、これらの

問題を平和的に解決しようとする努力も行われていた。両国による問題の調整を陸境と河川に分けて考察する。

陸境については何度か国境画定、紛争処理委員会設置の交渉が日満ソ間で行われた。その最初は一九三三年で、頻

に北鉄買収交渉が一方で開始されたため、自然と立ち消えになった。(%) 発する紛争を防止及び処理するために日満ソ委員会の設置が議題に上がったことである。 しかしこの時は、 同年六月

一九三五年になると、 満ソ国境で国境紛争が頻発し、特に六月に発生した陽子林事件は、 密山方面の空気を相当緊

張させた。

対して回答を行わなかった。(49) の画定による対処を主張した。結果的に関東軍の反対もあり、 渉窓口の外務省が前向きであった一方で、関東軍は国境委員会の成立を日本帝国主義のソ連への屈伏と主張し、 この事件の後、 日ソ間では国境紛争処理委員会を設置する方向で交渉を開始することになった。しかしながら、交 日本の外務省はソ連から提示された委員会の協定案に 国境

その後、 日満側は国境衝突事件の大部分は、 国境線不明確あるいは国境線解釈の相違から起きるものであるとして、

針に転換してしまった。 画定を慫慂した。このように国境委員会を設置するという当初の外交方針が、関東軍の意向で国境画定を優先する方画定を慫慂した。 九三五年十月に国境画定の必要性をソ連政府に説き、同時に衝突が頻発していた興凱湖から豆満江にいたる陸境の

ているとして、国境画定を回避する態度を取った。(5) 国境画定を優先しようとする日本に対してソ連は、 満ソ国境は露清間に締結された条約及び地図で明白に規定され

提示した。この時の両国案の主な相違点は次のとおりである。 国境画定及び国境紛争処理両委員会の設置を提議した。これに対して同年四月、ソ連側が興凱湖以南において両委員 境画定と国境紛争処理の両委員会を並行的に設置することを認めて、ソ連側に対して興凱湖より豆満江に至る陸境の 会が機能することに同意したため、七月に日満側より両委員会に関する協定案を提示し、 こうして国境画定問題に対する日ソの見解は当初から食い違うことになった。その後一九三六年三月に日満側 十月にはソ連がその対案を が国

- 立ち入らないことを主張した 主張した一方で、 (1) ソ連側は国境画定に至るまで暫定的に現在の国境線、 日満側は双方の主張が相違する地点を中立的地帯として、 即ちソ連側の主張する国境線を日満側が遵守することを 国境画定に至るまでこの地点に双方とも
- 出すことを主張した一方で、ソ連側は日本と満洲国を一単位として、「日満」とソ連の委員数を同数とすることを主 国境紛争処理委員会の構成に関して、 日満側は日本、 満洲国、 ソ連の三単位で構成し、 それぞれ同数の委員を

しており、 窺える。 ②の委員会構成に関するソ連案から、この時点でソ連が日本・満洲国・ソ連の三か国の枠組みを嫌っていたことが これは、 ソ連としては日満一体で一単位という枠組みが譲歩の限界であった。(ミヌ) ソ連が一九三六年初めには、 満洲国に対する外交関係を縮小する方向転換を行っていたことが影響

しかし、その後一九三六年十一月二五日に日本がドイツと日独防共協定を締結したことで、 ソ連の強い反感を買い

一連の交渉は停滞してしまった。

になった。 (54) 連側は従来のとおり、現存国境線遵守など自説に固持して譲らず、一九三八年の張鼓峰事件まで交渉は中断すること 分譲歩し、妥協して委員数に於いて日満合わせてソ連と同数になることは差し支えないと表明したが、これに対しソ 一九三七年春、ソ連側より国境委員会設置問題を再検討する用意がある旨伝達されたため、 日満側は前の主張を幾

### | 水路協定の破棄

先にみたように、 満洲国の北部国境はアムール川、ウスリー川、アルグン川をはじめとして、複数の国境湖川によ

り形成されていた。

等的な内容で、 表のアム この協定は、 満洲国建国以前のこれら国境河川に関わる具体的な協定としては、一九二三年に中華民国代表の黒河道尹とソ連代 ール船 一九三一年の協定満了まで続いた。 舶局長との間に結ばれた「境界河川の航路維持に関する標識設置の共同作業に対する協定」がある。 ソ連が航路標識の施設の一切を担当し、 中華民国はその施設に要する費用を負担するだけという非対

その後、一九三二年に満洲国が誕生し、一九三四年九月四日に満洲国は前記協定を踏襲せずに、 満ソ対等の立場で

新協定を締結した。これがいわゆる水路協定である。

十条から成っている。 この協定は満洲国哈爾賓航政局とソ連アムール国立船舶局との間に結ばれた航路状況改善に関する協定であり、 その中でも重要な条文は次の三つである。 全

第一 条 認而附於本協定内之航行章程 双方船舶在上開各河川及湖内無礙航行係在各河川上共同設置航行標誌之水路範囲内実施並應厳守経双方承

第二条 為保持第一条所開各水路上航行最良状況設置及維持必要之航行標誌並遂行各種挖底清底等共同作業之工作 起見双方組設混合技術委員会(以下略)

第五条 凡岸上設置航行標誌之工作及其監督事項双方各自単独在本岸実施

水路上挖底清底以及其他一切工作係属双方共同之工作

凡共同工作上之各種費用衣照混合技術委員会核定之予算範囲由双方共同開支平均分担(88)

行標識を設置する」こと。第二条では つまり、第一条では「満ソ双方の船舶は、 「第一条の実施並びに川底の掘削や清掃のために混合技術委員会を組織する」 国境河川及び湖 (興凱湖)で自由に航行でき、すべての河川及び湖に航

乾盆子島事件に関わる条約及び協定の考察と事件の位置づけの検討(笠原)

第五条では「河岸上に航行標識を設置する工事及びその監督事項は、双方各単独に自岸に於いて実施する」こ

とを定めた

利にするために河川の共同除石作業を提議したため、意見が対立し物別れに終わった。 催された。 本協定締結後の一九三四年十月には、条文に則り混合技術委員会に当たる「第一回共同技術委員会」が黒河にて開 しかしながら、 満洲国側が委員会会則制定を提議したのに対し、 ソ連側は吃水が深い河川 砲 一艇の通 行を便

らにこれら標識の管理のため、 阿穆河島に航路標識第一五九、一六〇、一六三号、 乾岔子島に航路標識第一六八、一六九号を設置した りソ連側も承認しており、 共同技術委員会は上手くいかなかったが、 何ら問題が提起さることはなかった。 両島には満洲国航政局員が常駐して管理に当たっていた。そして、このことは当初よ 標識の設置は双方単独で実施することになっていたため、 (図1参照)。 満洲 国 側 は金金 さ

たが七月二二日に決裂した。(61) はこの件の審議に当たり、まず共同技術委員会の会則を決定することが先決であると回答した。 九三六年五月三一日よりブラゴヴェシチェンスク市で「第二回共同技術委員会」を開き、二十回に及ぶ会合を重ね その後、 一九三六年一月にソ連側が、ニコリスクにある浅瀬の砂利除去作業を実施したいと申し出たため、 ソ連の同意を得て 満洲国

緊急作業箇所の調査方法について、 側の岸に接近することの禁止を主張するなど、 決裂した原因は、 ソ連が前回同様に委員会会則の審議を拒否し、自国側の利益になる作業の審議を強要したことや、 河川の中央で航路線を画して満ソ個別に調査測量し、 一方的な主張を持ち込んだためであった。 さらにその線を超えて相手

満洲国としては、水路協定の第一条で合意した国境河川の自由航行に反するソ連の主張は認められず、 結果的に第

二回共同技術委員会も決裂した。

る重要事項の取り決めも形成できないことを示唆している。 この出来事は、そもそも国境線が河川のどこを通るのか合意できていない状態では、 それらの河川に関わるい かな

九三七年一月、ソ連側が砂利除去作業の単独実施を通告してきたのに対し満洲国側が反対すると、 ソ連は同年三

し 出 た<sup>64</sup> 月二一日に除去作業を両国委員会で協議したい旨、及び万一これに応じない場合は水路協定そのものを破棄すると申

を通じて、水路協定の破棄を通告するに至った。(6) たため、この申し出を一蹴した。これによりソ連は一九三七年五月十四日、在ブラゴヴェシチェンスク満洲国領事館 満洲国側は突然提案された「両国委員会」なる組織ではなく、正式な「満ソ共同技術委員会」での協議を望んでい

という極めて不安定な状態に陥ったのである。(6) こうして満ソ国境紛争が頻発する中で、陸上では国境委員会が中断し、国境河川においては何ら協定が存在しない

#### おわりに

事件が、 本論文では考察の焦点を乾岔子島事件そのものではなく、 アムール川の中州を巡って突発的に発生した武力紛争という、 事件に関わる条約や協定に当てた。これにより乾岔子島 従来の極めて形式的な評価を改めることがで

きた。

境河川になった。 かれていたため、後にソ連が領有を主張する根拠になった。 まず、前提として一九五八年の璦琿条約と一九六○年の北京条約により、アムール川は帝政ロシアと清を隔てる国 しかし、 北京条約の付属地図では、 ロシアによって川の中州をロシア側に取り込むように赤線が引

方で多くの中州は歴史的に清の住民が利用しており、 居住または占有している地の活動が条約で許されるなど、

清も中州の領有を主張できる立場であった。

その後、 問題の当事者が満洲国とソ連に変わり、 満洲国に対する責任から日本が満ソ問題に加わった。

陸境では、 当時紛争が頻発していた満ソ東部国境について、 日満ソのいずれも問題意識を持ちながら、 国境委員会

交渉がまとまることはなかった。

年五月十四日にソ連が一方的に協定破棄を通告した。 して、乾岔子島及び金阿穆河島に航路標識を設置、 一方で国境河川では交渉が進展し、一九三四年九月四日に水路協定が成立した。これにより、 監督するなど中州の帰属問題は進展したかに見えたが、一九三七 満洲国が「自岸」と

うに、 水路協定を破棄したソ連は、 乾岔子島の下流に位置するポヤルコワ水道 直後からアムール川の中州の占領を始め、かつての黒瞎子島の成功を繰り返すかのよ (図3参照)を封鎖した。

側水路の通航を禁止した。(8) めソ連は、 ポヤルコワ水道は、 ポヤルコ ワの眼前に位置する三角州(ロシア語名ポルデンヌィ島) ポヤルコワの要塞を守るため事実上ソ連のアムール小艦隊の前進根拠地になっていた。 の南側が本水道だと主張し、 北側 そのた 0 ソ連

これに対し満洲国は、 璦琿条約及び北京条約に定める河川航行の自由に反するとの立場から、一九三七年五月十九

#### 図 3 乾岔子 ―ポヤルコワ周辺要図 **○**乾岔子 100,000

突破した。

これにより五月三一日に水路は再び開

か れ

た。

恐らくソ

日に江防艦隊の砲艦を出動させ、

封鎖されたポヤルコワ水道を強行

出典: JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01003640000 (第 16-17 画像目)、 昭和15年「陸満密大日記第15冊」(防衛省防衛研究所) を基に筆者作成。

コワ 不明確な部分が多い。 した。 5 ことができる 州 日本とソ連の最初の 十 面 連は軍事力で劣る満洲国との力関係と、 河川の実効支配への野心によって引き起こされた紛争と位置付ける 九日 満洲 0 乾岔子島事件はロシアでの史料調査が難航しており、 食らったと考えられる。 水道の封鎖を行っていることから、 領有を意識していた中で、 この強行突破を予想しておらず、 国 ソ連国境警備兵が乾岔子島及び金阿穆河島 側のポヤルコワ水道突破からちょうど一か 「大規模国境紛争」である乾岔子島事件が勃発 しかしながら、 直前にソ連が水路協定破棄とポヤル 満洲国の予期せ 双方が条約の解釈によって中 黒瞎子島占領の成功体験か 乾岔子島事件

依然として

へ上陸し、

月後

0)

六月

ぬ強硬姿勢に

とするソ連中枢の決定だったのか、 その上で乾岔子島への上陸という軍 それとも地方的な決定だったの 事作戦が、 スターリンを中心

は

ソ連の

国境

かについては、今後の研究課題としたい。

- 1 防衛庁防衛研修所戦史室 『戦史叢書関東軍①対ソ戦備ノモンハン事件』 (朝雲新聞社、 一九六九年)(以下、 『戦史叢書
- (2) 同右、三一〇頁。

と略す)三一〇一三一一頁。

- (3) 同右。
- (4) 同右、三一〇一三二一頁。
- (5) 同右、三四四頁。
- 6 の考察』岩崎博一・岩崎俊夫訳(原書房、一九九八年)、笠原孝太『日ソ張鼓峯事件史』(錦正社、二〇一五年)、宮杉浩泰 「張鼓峰事件における日本陸軍の情報活動」『Intelligence』(第十三号)などがある。 張鼓峰事件の先行研究としては、アルヴィン・D・クックス『もう一つのノモンハン 張鼓峯事件 1938年の日ソ紛争
- 処理思想へ」『境界研究』(第八号)三三―五三頁などがある。 第一号)九六―一一四頁、松本和久「初期満ソ国境紛争の発生と展開(1935―1937):国境委員会設置交渉から武力 近年の乾岔子島事件に関連する先行研究としては、宮杉浩泰「昭和戦前期日本軍の対ソ情報活動」『軍事史学』(第四九巻、
- 8 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」『週報』(第三九号、一九三七年)十八頁。
- (9) 『戦史叢書』三三三頁。
- 和十二―十六年 外交政策・外交関係)』(白峰社、二〇一四年)三三九頁、『戦史叢書』三三二頁。 赤松祐之『昭和十二年の国際情勢』(日本国際協会、一九三九年)四三頁、外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻 昭
- (11) 外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻』三三九頁
- 12) 『戦史叢書』三三三頁。

- 13 赤松 『昭和十二年の国際情勢』四三頁。
- $\widehat{14}$ 『戦史叢書』三三三頁
- 15 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」十八、二○頁
- 16 赤松 『昭和十二年の国際情勢』四八頁、 外務省編 『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻』三四○頁:
- 17

『戦史叢書』三三五頁、外務省編『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻』三四○頁

- 18 外務省『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻』三五四頁。
- 19 同右、三六二頁
- $\widehat{20}$ 同右、三六四—三六五頁。
- 中村敏『満ソ国境紛争史』(改造社、一九三九年)二四八頁
- $\widehat{22}$ 『戦史叢書』三三五頁。
- 21
- (一七二七年)、キャフタ条約 (一七二七年)、キャフタ条約追加条約 (一七六八年)、瑷琿条約 (一八五八年)、天津条約 (一八五八年)、北京条約(一八六○年)、興凱湖条約(一八六一年)、北京条約追加条款(一八六一年)、琿春界約(一八八六

該当する条約は、ネルチンスク条約(一六八九年)、布拉条約(平和条約)(一七二七年)、布拉条約(阿巴該図界約)

- 年)、斉斉哈爾条約(一九一一年)、諸問題解決ノ為ノ大綱ニ関スル協定(一九二四年)、奉露協定(一九二四年)、ハバロフス
- ク議定書(一九二九年)である。
- 25 <u>24</u> (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010034600(第一―四画像目)、 關島榮「満蘇國境條約考」『国際知識及評論』 (第十七巻、第八号) 七三—七四頁、 満ソ国境関係条約集 田中直吉 『国際政治から見た日支の抗 1689年~1924
- (立命館出版部、 一九三七年)一五一頁。
- 27 同右。

關島

「満蘇國境條約考」七四頁

- 28 (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010034800(第二―四画像目)、 満ソ国境関係条約集 1689年~1924
- 29 田中『国際政治から見た日支の抗争』一五一―一五二頁。

年

- 30 矢野『清朝末史研究』(大和書院、一九四四年) 二四二頁
- 31 同右、一八三頁
- 32 (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010034800(第四画像目)、満ソ国境関係条約集 1689年~1924年
- 33 矢野『清朝末史研究』二四五頁。
- 34 同右、一八七—一八八頁、一九二頁。
- 35 (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033100(第五画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調
- <u>36</u> 平竹傳三『實地踏査 ソ聯極東国境線』 (櫻木書房、 一九四一年) 九六頁
- <u>37</u> 同右、九三頁。
- 38 (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033000(第五画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調
- <u>39</u> 同右、九三—九四頁。
- (40) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033000(第一—二画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 月調 (防衛省防衛研究所)。 昭和15年4
- <u>41</u> (防衛省防衛研究所)、外務省『日本外交文書 昭和期Ⅲ第一巻』三四一―三四二頁 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033100(第五画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調
- <u>42</u> 矢野『清朝末史研究』二一七—二一八頁。

- <u>43</u> (防衛省防衛研究所)。 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033100(第三画像目)、 満蘇国境紛争地帯と両国の主張 昭和15年4月調
- 44 同右、(第四—五画像目)、林三郎 『関東軍と極東ソ連軍』(芙蓉書房、一九七四年)一〇六頁。
- 45 例えば、 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」二一―二二頁などがそうである。
- (46) 茂森唯士『日支戦争より日ソ戦争へ』(一九三七年、高山書院) 二一一頁。
- <u>47</u> 月調 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C13010033100(第三―四画像目)、満蘇国境紛争地帯と両国の主張 (防衛省防衛研究所)。 昭和15年4
- 48 課 『日「ソ」交渉史』(巖南堂書店、一九四二年)三三一―三三二頁 日蘇通信社編『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日蘇通信社、一九三九年)(日満支ソ関係の部) 四五頁、 外務省欧亜局第
- 49 松本「初期満ソ国境紛争の発生と展開(1935―1937):国境委員会設置交渉から武力処理思想へ」四二頁
- 50 日蘇通信社編 『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日満支ソ関係の部) 四五—四六頁
- (51) 同右、四六頁。
- (52) 同右。
- 53 松本「初期満ソ国境紛争の発生と展開(1935―1937):国境委員会設置交渉から武力処理思想へ」四八頁。
- (5) 日蘇通信社編『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日満支ソ関係の部)四六頁。
- (55) 同右、四八頁。
- (56) 外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』三八五頁
- 57 昭和9年10月11日 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C01003024900(第六画像目)、 水路協定の正式名称は (防衛省防衛研究所)。 「満洲帝国哈爾濱航政局与蘇聯邦阿穆爾国立江輸局双方関於改善航行状況之協定」である。 昭和9年 「陸満密綴 第17号」自昭和9年9月13日 至
- (58) 同右、(第六—七画像目)。

- <del>59</del> 外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』三八五―三八六頁、日蘇通信社編 『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』 (日満支ソ関係の
- 部)四八頁。
- (6) 外務省情報部「乾岔子島事件と満蘇國境問題」二二頁
- (61) 日蘇通信社編『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日満支ソ関係の部)四八頁:
- <u>62</u> 外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』三八六頁、日蘇通信社編『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日満支ソ関係の部) 四八

頁。

- (63) 同右。
- (4) 「満ソ水路協定ソ聯破棄す」『東京朝日新聞』(昭和十二年五月十六日)。
- <u>65</u> 同右、 日蘇通信社編『蘇聯邦年鑑 一九三九年版』(日満支ソ関係の部)四九頁
- (66) 外務省欧亜局第一課『日「ソ」交渉史』三八六頁。
- (67) 嘉治隆一『東方問題論』(東宛書房、一九三九年)二一九─二二○頁。
- <u>68</u> 大路浩村 「日ソ軍衝突事件」『東洋』(一九三七年八月号)一五六頁、茂森『日支戦争より日ソ戦争へ』二〇七頁、 嘉治

嘉治『東方問題論』二二○頁、「大黒河の北水道を露国、再び不法閉鎖」『大阪毎日新聞』(一九三七年六月二二日)。

『東方問題論』二二〇頁。

- 一本論文は、 令和三年度日本大学国際関係学部研究費個人研究費の成果に依る。
- |喜多義人先生の生前のご厚情に深く感謝するとともに、ご功績を偲び、心から哀悼の意を表します。